

平成 25 年度 中小企業庁支援策のご案内

中小企業の新たな事業活動を支援します

「農商工連携」、「地域資源」、「新連携」を活用した新商品・
新サービス開発、地域ブランド創造、販路開拓を支援します



商業・地域
サポート



 経済産業省

 中小企業庁

1

農商工連携とは

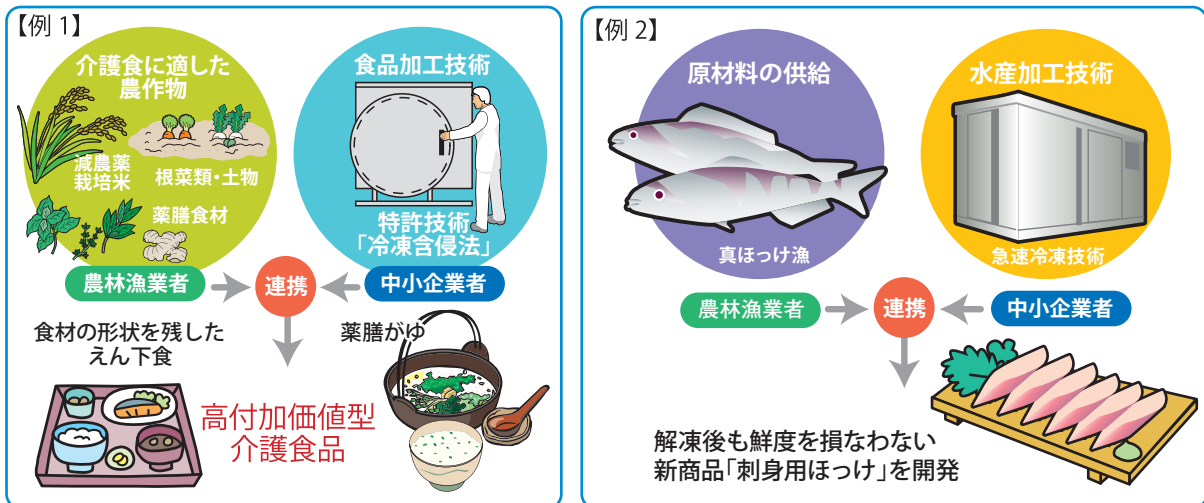
農商工連携とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業のことで、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。(法律第2条第4項より抜粋)

法律

農商工等連携促進法

- 中小企業者と農林漁業者が共同で「農商工等連携事業計画」を作成し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。
- 一般財団法人等が「農商工等連携支援事業計画」を作成し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

農商工等連携事業



主な支援策

補助金

- 新商品・新サービスの開発などにかかる試作品開発・展示会出展などの費用の一部を補助します。(2/3補助、上限3,000万円)

融資・保証など

- 政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資制度があります。
- 信用保証協会の保証限度額が2倍となります。

この他にも、支援制度を取りそろえていますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 ● 最寄りの経済産業局(最終頁参照)

基本的要件

【1. 有機的連携】

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること

- －「有機的に連携して実施する」とは、それぞれが、相手方は保有していないが自らは保有する経営資源を互いに持ち寄り、連携事業期間を通じて、両者いずれもが主体的に参画すること
- －「有機的連携」を担保するため、規約や契約書等において、連携事業の目標、経営資源の相互提供、費用負担・損失の分担・収益の配分、遵守義務を明確化することが必要

【2. 経営資源】 それぞれの経営資源を有効に活用すること

- －「経営資源を有効に活用」とは、両者の有する設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産等が、本事業を実施するために具体的に示されていることが必要

【3. 新商品の開発等】

新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること

- －「新商品若しくは新役務（サービス）」とは、事業実施主体にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品又は役務であること、当該新商品・新役務の需要の開拓について市場で成り立つ見込みがあることが必要

【4. 計画期間】 原則5年以内

【5. 経営の向上・改善】

中小企業者の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

- －中小企業者及び農林漁業者いずれも付加価値額が5年で5%（計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%）以上向上すること（従業員1人当たり付加価値額でも可）
※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
かつ
- －中小企業者は、新商品・新役務の売上げによって、総売上高が5年で5%（計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%）以上増加する見込みであること
- －農林漁業者は、農商工等連携事業に係る農産物の売上高が5年で5%（計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%）以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物等を導入する場合は事業として成り立つ売上高となること

農商工等連携支援事業

一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人が行う、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者等に対する農商工等連携事業に関する指導・助言など、中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業をいいます。

補助金

- 中小企業者と農林漁業者との連携構築を支援する際に係る費用の一部を補助します。（2/3補助、上限2,000万円）

保証

- 信用保証協会の保証対象となります。

2

地域資源活用とは

地域の強みとなりうる農林水産物や鉱工業品、生産技術、観光資源等の地域産業資源を活用して新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

法律

中小企業地域資源活用促進法

- 中小企業者が地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源）を活用した事業計画を策定し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

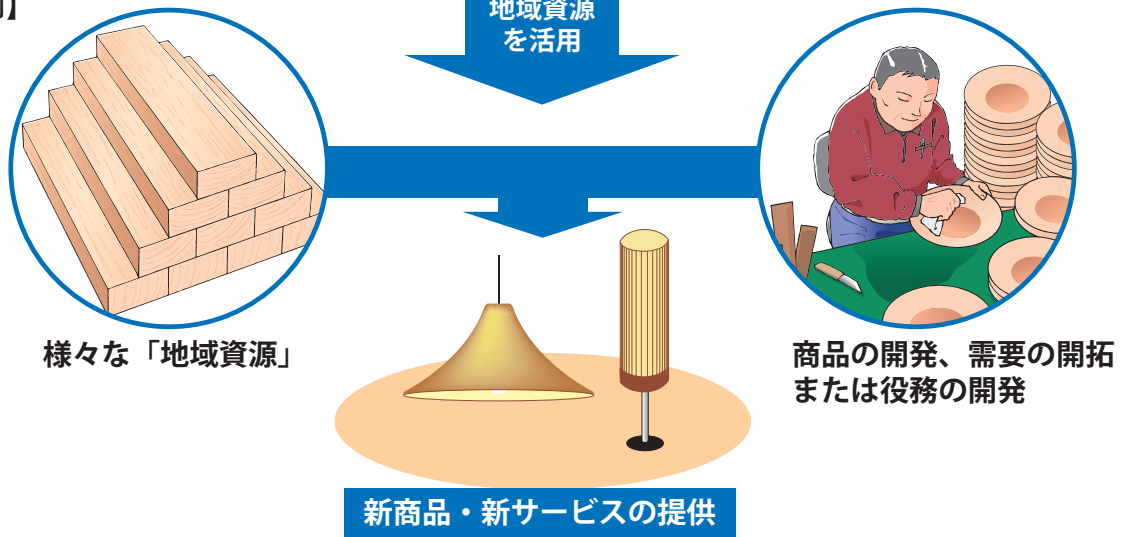
地域産業資源活用事業

地域には魅力ある農産物や観光資源、伝統技術が数多く存在している。これを事業に活かしたい!

地域産業資源指定の有無を確認！

活用する地域産業資源が各都道府県で指定されているか確認。
公表サイト
<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

【例】



お問い合わせ先 ● 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)

基本的要件

【1. 基本的な考え方】

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴づけ、それらを新たな需要開拓につなげていく事業であること

【2. 地域産業資源とは】

全国47都道府県で指定される以下のもの

- ・ 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- ・ 地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- ・ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

※ 各都道府県で公表している地域産業資源を確認できます。

☆公表サイト

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>



【3. 地域産業資源活用事業計画とは】

- ・ 中小企業者が、地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源）を活用した事業であること
- ・ 新商品や新サービスに新規性があり、従来品との差別化が図られていること
- ・ 域外への新たな需要が相当程度（5年間で総売上高の5%以上）の開拓が見込まれること

【4. 計画期間】3年以上5年以内

【5. 活用できる中小企業者とは】

中小企業者は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の製造業ほか、同1億円以下又は100人以下の卸売業、同5千万円以下又は50人以下の小売業、同5千万円以下又は100人以下のサービス業の他、各種事業組合が含まれます。

主な支援策

補助金

- 新商品・新サービスの開発などにかかる試作品開発・展示会出展などの費用の一部を補助します。（2/3補助、上限3,000万円）

融資・保証など

- 政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資制度があります。
 - 信用保証協会の保証限度額が2倍となります。
- この他にも、支援制度を取りそろえていますので、詳しくはお問い合わせください。

3

新連携とは

新連携（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます。）とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます。）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。（法第2条第7項抜粋）

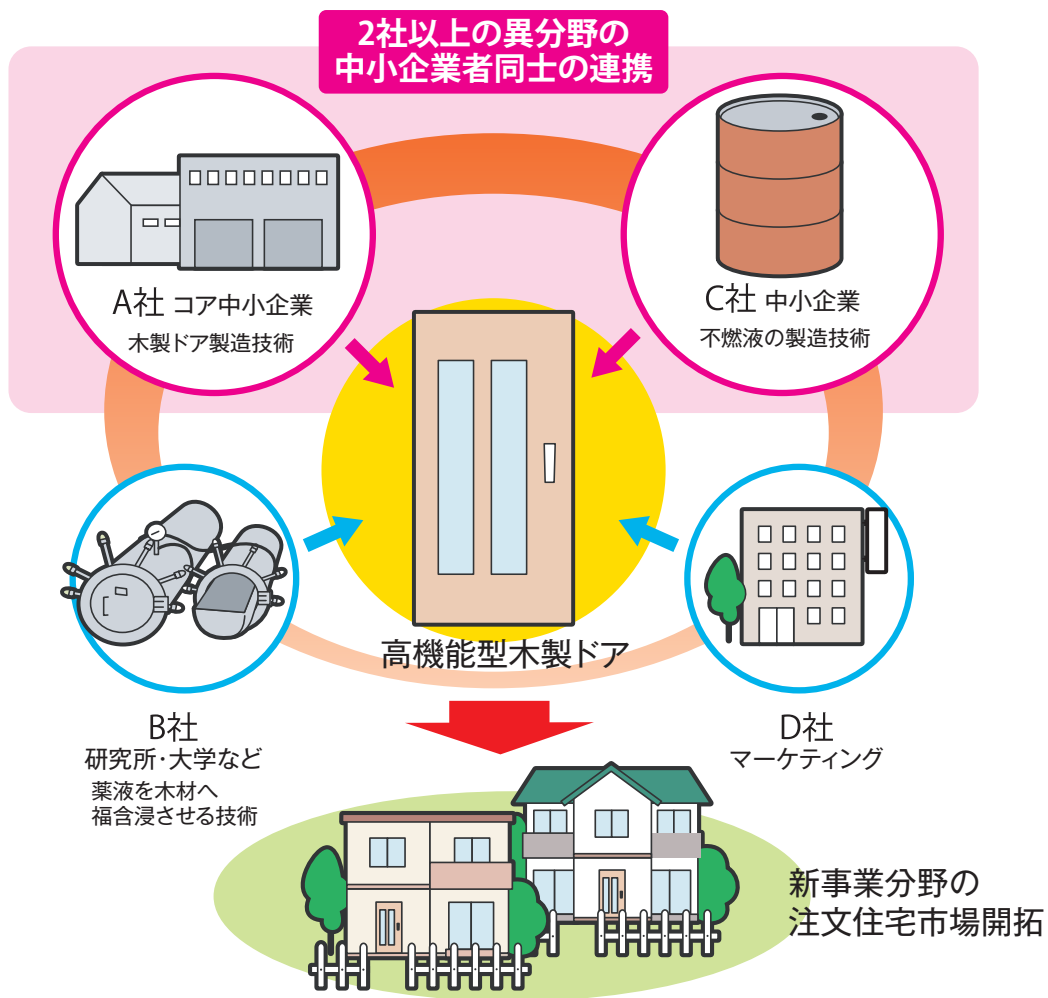
法律

中小企業新事業活動促進法

- 異分野の中小企業者同士が連携して、新商品、新サービスの開発等に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」を策定し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

新連携事業

【例】



新連携事業の要件

異分野の中小企業が、経営資源を組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることが必要です。

【1. 「異分野」とは】

日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいう。ただし、同分類であっても持ち寄る経営資源が異なれば異分野とする。

【2. 「新事業分野」とは】

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は生産
- ③ 商品の新たな生産又は販売方法の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をいう。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とする。

【3. 「新たな事業分野の開拓」とは】

市場において事業を成立させること。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立すること

【4. 計画期間】 3年以上5年以内

【5. 財務面では】

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要

連携の条件

- (1) 中核となる中小企業（コア企業）が存在すること
- (2) 2以上の中小企業が参加すること。他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能です。ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は、支援対象外
- (3) 参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化されていること

主な支援策

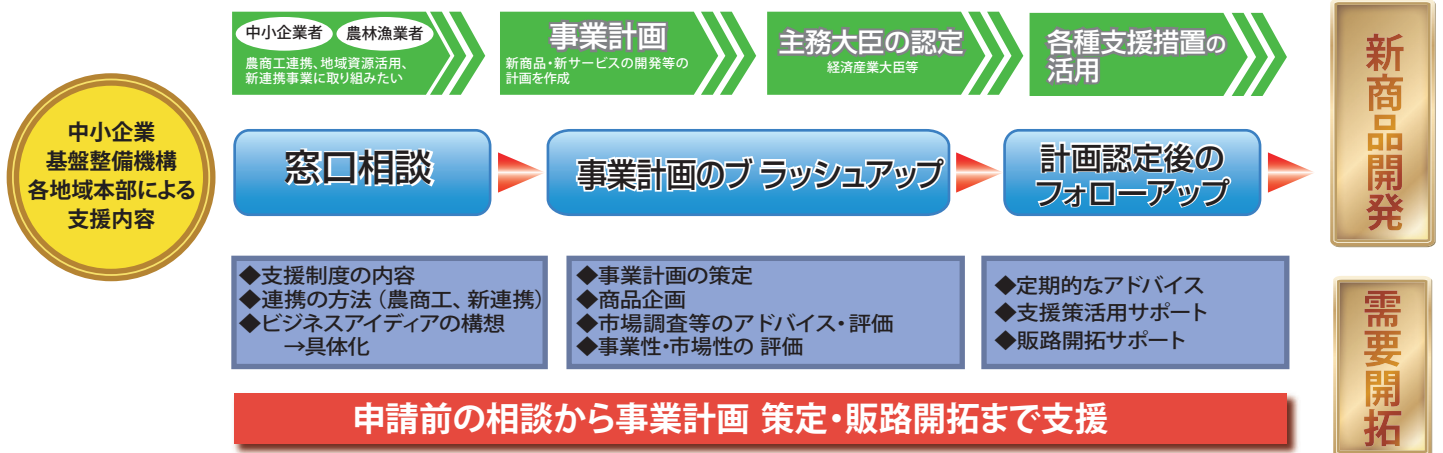
補助金

- 新商品・新サービスの開発などにかかる試作品開発・展示会出展などの費用の一部を補助します。（2／3補助、上限3,000万円）

融資・保証など

- 政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資制度があります。
 - 信用保証協会の保証限度額が2倍となります。
- この他にも、支援制度を取りそろえていますので、詳しくはお問い合わせください。

各法律による支援スキーム



支援の対象

(1) 中小企業者として対象となる会社と個人

会社、個人(主たる事業として営んでいる業種)	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下	又は 900人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
小売業	5千万円以下	又は 50人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	又は 100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	又は 300人以下
旅館業	5千万円以下	又は 200人以下

(2) 中小企業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会			対象となる要件
農商工連携	地域資源活用	新連携	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会			特になし
農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会			
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会			
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会			直接または間接構成員の2/3以上が(1)に示す中小企業者であること
内航海運組合、内航海運組合連合会			
鉱工業技術研究組合			

(3) 農商工連携における農林漁業者

農業、林業、漁業を行う者及び以下に示す農林漁業者の組織する団体
 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業生産組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会、法人格を有しない任意団体（集落営農組織等）

4

小規模事業者支援

小規模事業者活性化補助金

小規模事業者が、女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデア等を生かした新商品・新サービスを開発し、早期に市場取引を達成することが見込まれる取組を支援します。

要件

【1. 小規模事業者であること】

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者であること。

【2. 次のいずれかの事業を行うものであること】

- ① 地域のニーズに対応した新商品・新サービスを通じて、小規模事業者が所在する市町村及びその周辺を対象とした市場において、早期に市場取引を達成することが見込まれる事業活動。
- ② 国内等で満たされていない特定のニーズに対応し、他の事業者が容易に取り組むことができない技術やノウハウに基づく新商品・新サービスを通じて、早期に市場取引を達成することが見込まれる事業活動。

【3. 認定支援機関である金融機関等と協力して行う取組であること】

事業計画の策定から実行まで、「認定支援機関である金融機関」又は「金融機関と連携している認定支援機関」と協力して事業を行うこと。

※認定支援機関とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う、法律認定を受けた経営革新等支援機関。

支援内容

- 新商品・新サービスの開発等に要する費用の一部を補助します。（2/3補助、上限200万円）

お問い合わせ先 ● 中小企業庁 新事業促進課 TEL.03-3501-1767

5

経営革新とは

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。（法第2条第6項抜粋）

法律

中小企業新事業活動促進法

■ 中小企業が、新商品、新サービスの開発等の新事業活動に取り組む「経営革新計画」を策定し、その内容を国又は都道府県から承認を受けると、各種支援措置を受けることができます。

経営革新

経営革新の主な要件

【1. 新事業活動であること】

企業の取り組む内容が、以下の4つのいずれかに該当し、自身にとって新しい取組であることが必要。

①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は生産、③商品の新たな生産又は販売方法の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外。

【2. 計画期間】 3年以上5年以内

【3. 経営の相当程度の向上であること】

新事業活動によって、次の2つの指標が、計画終了時に相当程度向上することが必要

①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

②「経常利益」の伸び率

《目標伸び率について》

	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息・新株発行費等）

主な支援策

融資・保証など

- 政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資制度があります。
- 信用保証協会の保証限度額が2倍となります。

この他にも、支援制度を取りそろえていますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 ● 中小企業庁 新事業促進課 TEL.03-3501-1767

6

販路開拓支援

JAPAN ブランド育成支援事業

複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図ります。

(1) 戦略策定段階への支援

自らの強み・弱みなどを徹底的に分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招へい、市場調査、セミナー開催などを行う取組を支援します。

補助率：定額 補助上限額：200万円

(2) ブランド確立段階への支援

中長期的な視野に立ったブランド確立への取組を支援するため、専門家の招へい、新商品開発、展示会出展等を行うプロジェクトに対し、最大3か年に亘り支援します。

補助率：2/3 補助上限額：2,000万円

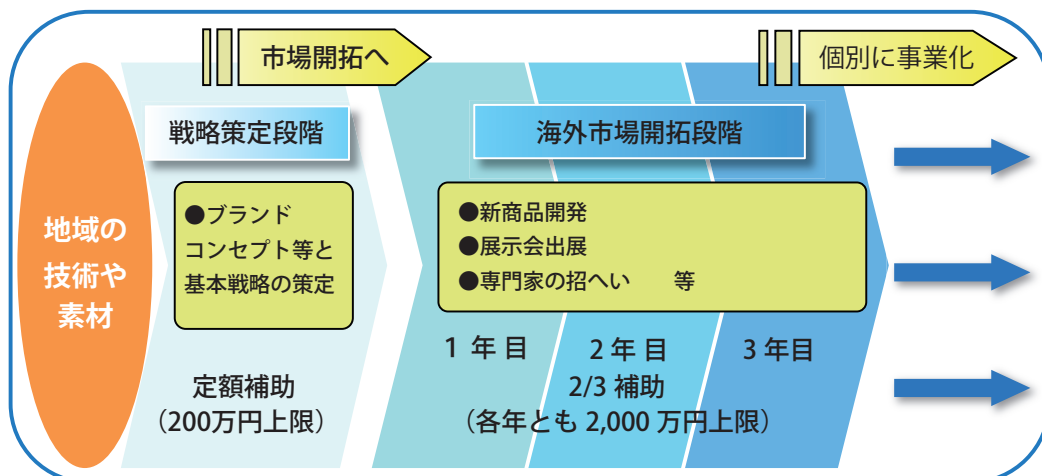


「KYOTO PREMIUM」
京都商工会議所



「甲州ワインの EU 輸出プロジェクト」
山梨県ワイン酒造協同組合
甲州市商工会、甲府商工会議所

事業イメージ



お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:30

0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00

0570-009-111

※通信料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

担当部署

●中小企業庁 新事業促進課 TEL.03-3501-1767 (直通)

地方経済産業局

北海道経済産業局中小企業課新事業促進室	TEL.011-756-6718 (直通)
東北経済産業局中小企業課新事業促進室	TEL.022-221-4923 (直通)
関東経済産業局経営支援課	TEL.048-600-0332 (直通)
中部経済産業局経営支援課	TEL.052-951-0521 (直通)
中部経済産業局北陸支局産業課	TEL.076-432-5401 (直通)
近畿経済産業局創業・経営支援課	TEL.06-6966-6014 (直通)
中国経済産業局経営支援課	TEL.082-224-5658 (直通)
四国経済産業局中小企業課新事業促進室	TEL.087-811-8562 (直通)
九州経済産業局中小企業課中小企業経営支援室	TEL.092-482-5508 (直通)
沖縄総合事務局中小企業課	TEL.098-866-1755 (直通)

(※)支援策により担当課が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせ時にご確認ください。

中小企業基盤整備機構地域本部

北海道本部	経営支援部連携支援課	TEL.011-210-7472
東北本部	経営支援部新事業創出支援課	TEL.022-399-9031
関東本部	連携支援部地域連携支援課 (新連携)	TEL.03-5470-1606
	連携支援部地域連携支援課 (地域資源、農商工)	TEL.03-5470-1640
中部本部	経営支援部連携推進課 (新連携、農商工)	TEL.052-201-3068
	経営支援部連携推進課 (地域資源)	TEL.052-218-8558
北陸本部	経営支援部連携支援課 (新連携、農商工)	TEL.076-223-6100
	経営支援部地域資源活用推進課 (地域資源)	TEL.076-223-5855
近畿本部	経営支援部地域連携支援課	TEL.06-6910-3865
中国本部	経営支援部連携推進課	TEL.082-502-6688
四国本部	経営支援部連携推進課	TEL.087-823-3220
九州本部	経営支援部新連携推進課 (新連携)	TEL.092-263-0325
	経営支援部地域資源活用推進課 (地域資源、農商工)	TEL.092-263-0323
沖縄事務所	沖縄事務所 (総括・新連携等担当)	TEL.098-859-7566

相談室

中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667

■中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に対応します。

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁 広報室

<http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁

検索

インターネットから冊子の注文が可能です



2013-広報室-一般-初-010

リサイクル適性

2013年7月